

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 落札者を決定した件 三
- 福島県公安委員会
道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 三

告 示

福島県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年一月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミーゴ福島西店 エイトプロ福島八島田店 福島県福島市八島田字勝口七五番地二ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ダイユーエイト八島田店

福島県福島市八島田字勝口仮換地五三街区一画地ほか八筆

(変更後) アミーゴ福島西店 エイトプロ福島八島田店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイユーエイト

代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地

(変更後) 株式会社ダイユーエイト

代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地

株式会社アミーゴ

代表取締役 中村 友秀

東京都千代田区神田多町二丁目一番地

三 変更した年月日

令和元年十二月二十一日

四 届出年月日

令和二年一月十七日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字中野町二〇四番地 先から 同 郡同 村大字渡 瀬字中野町二三番地	変更前 変更後	九・二 二八・七	五二〇・〇 五二〇・〇

福島県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

先まで

(道路計画課)

公告

路 線 名	一般国道二八九号
供 用 開 始 の 区 間	東白川郡鮫川村大字渡瀬字中野町 二〇四番地先から 同 郡同 村大字渡瀬字中野町 二二三番地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和二年一月二八日

(道路計画課)

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年1月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 198台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
プリマックス株式会社 福島県郡山市桑野五丁目13番地6
- 5 落札金額
15,550,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年11月15日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

令和2年1月28日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社原町中央自動車教習所
住所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地
代表者の氏名 森 大輔
施設の名称 原町中央自動車教習所
施設の所在地 福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地
- 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等の課程
 - 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等の課程
- 認定年月日
令和2年1月9日

（運転免許課）